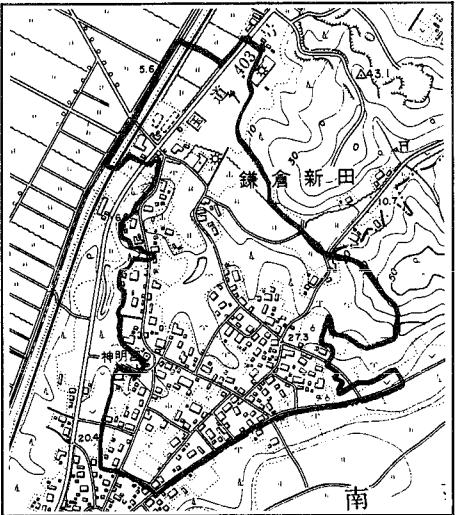


国土調査事業(地籍調査)を実施します



実施します

今年度の国土調査(地籍調査)を大字鎌倉新田の上岡の区域内において実施いたしますので、関係者のご協力をお願いします。

- 公共事業の計画実施のたびに繰り返される調査、測量が軽減され、経費と時間の節約ができるほか、精度の高い地図を事前に入手できることにより、正確な計画施行が可能となります。

この調査により財産が明確になり、子孫々まで守られることになります。
なお、関係者は、今月下旬までに個人別通知書を発送し、説明会を開催しますので、協力ををお願いいたします。

6月1日は

商業統計調査の日です

昭和六十三年度春期伐倒防除を五月十日から六月十日までの間、大字矢代田内地で実施します。防除の方法としては、被害木を伐倒し、玉切、板払いを行ない、その後薬剤散布を行います。この方法で約四千本の被害木を

駆除いたします。本来、山林所有者にあらかじめ連絡したいのですが、山林面積が広いため個人々々に連絡をとることが困難ですので、ご理解とご協力をよろしくお願ひ申しあげます。

年金をもらうときに年金額がその期間分は三分の一になりますが、免除期間の保険料を追納すれば、満額の年金を受けられます。保険料の追納は十年前までさかのぼった免除期間の保険料を納めることができます。また保険料の額は、昭和六十一年三月までの免除期間は、その当時の保険料額で納められますが、昭和六十一年四月以後の免除期間

国民年金

免除を受けた

保険料は追納できます

経済的な理由などで国民年金保険料の免除を受けた人は、その後、生活にゆとりができたらさかのぼって保険料を納めることができる有利な追納制度をご利用ください。

免除を受けた期間をそのままにしておきますと、年をとっても

年金をもらおうときには年金額がその期間分は三分の一になりますが、免除期間の保険料を追納すれば、満額の年金を受けられます。保険料の追納は十年前まで

さかのぼった免除期間の保険料を納めることができます。また保険料の額は、昭和六十一年三月までの免除期間は、その当時の保険料額で納められますが、昭和六十一年四月以後の免除期間

は当時の保険料額に政令で定める額を加算した額となります。

加算額は、当時の保険料に次の表の乗率を掛けた額となります。

しかし、二年以内に納めれば

加算額はつきませんので、なるべく早く追納するようにいたしましよう。詳しいことは、役場の福祉係に提出してくださ

い。

死亡届が遅れたり、提出を忘れていたりすると、死亡した月以降も年金が支払われます。このような場合は、年金を返納しなければならず、手続きがわざわざになりますので、死亡したときは速やかに届け出をしてください。なお、年金は死亡した月の分まで支払われます。

未払分は、遺族の方が未支給年金として受給することができますので請求をしてください。

また、この場合も合せて遺族の方の住民票等も必要となります。

高齢者住宅整備資金貸付のお知らせ



高齢者住宅整備資金貸付のお知らせ

茂林寺の花まつり

五月七日(正午より午後八時)
八日(午前九時より午後七時)

茂林寺の花まつりが行なわれる五月七日・八日には、本町二丁目(商工会前)から本町三丁目(丸井化学前)まで歩行者天国といたします。

片側の道路上には、露天が開設されます。自動車、バイク等の進入はできませんので注意ください。

② 土地の地目、及び面積が確定される結果、公租、及び公課に際し、租税負担の適正化、公平化が図られます。

③ 地籍図のもつ境界復元能力により、将来における境界紛争の未然防止、あるいは紛争解決が図られます。

健康相談 母子手帳 発行日のお知らせ

妊娠届出や、赤ちゃんからお年寄りまでの健康に関する相談、アルコール痴呆等の精神面の相談を行っております。お気軽にご利用ください。

日時 五月二日、九日、十六日、二十三日、三十日、各月曜日

午前9時～午後4時



会場 役場保健センター
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべく本人がおいでください。(印鑑を「持参ください」)

時間 午前10時～午後3時
場所 老人福祉センター
午前9時～午後4時

相談日 五月二十五日(水)
午前9時30分～12時まで

相談日 五月二十九日(火)
午前9時～11時30分

相談員 古川兵衛弁護士
保健指導室(二階)

電話(三八一三二一一番内線四一一番)でお願いします。

申込み人数により、時間を変更することがあります。

相談日 五月十四日(火)
午前9時～11時30分

相談員 斎藤一策・本多英雄
申込み人数により、時間を変更することあります。

相談日 五月二十一日(火)
午前9時～11時30分

相談員 木村敏三郎・長谷川信栄

申込みは前日までに役場住民係へください。(印鑑を「持参ください」)

相談日 五月十三日(金)
午前9時～11時30分

相談員 竜玄・新保三の一部

申込みは前日までに役場住民係へください。(印鑑を「持参ください」)

相談日 五月十日(火)
午前9時～11時30分

相談員 申込みは前日までに役場住民係へください。(印鑑を「持参ください」)

相談日 五月二十九日(火)
午前9時～11時30分

相談員 申込みは前日までに役場住民係へください。(印鑑を「持参ください」)

献血のお知らせ

5月30日(月)

午前10時～12時 役場保健センター
午後1時～3時 丸山メリヤス(有)

人身事故ゼロ春の全国交通安全運動

期間中の事故発生件数3件

この期間中、多数の団体や職場から協力をいただぎ、供だちは胸を彈ませて通学交通事故防止に努めてきた結果、歩行者天国といたします。自動車、バイク等の進入はできませんので注意ください。

交通事故が無く、子供の交通事故が無く、子供申しあげます。